

岩手県報登載規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県報登載規程の一部を改正する訓令

岩手県報登載規程（平成11年岩手県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(登載手続) 第4条 [略] 2 [略] 3 前2項の規定により作成した電磁的記録は、次の各号に掲げる発行日に応じ、当該各号に定める日（これらの日が休日に当たるときは、その前日以前の日であって当該休日に最も近い休日でない日）の午前10時までに <u>法務私学課長</u> （以下「課長」という。）に送付しなければならない。 (1)・(2) [略] 4 [略]	(登載手続) 第4条 [略] 2 [略] 3 前2項の規定により作成した電磁的記録は、次の各号に掲げる発行日に応じ、当該各号に定める日（これらの日が休日に当たるときは、その前日以前の日であって当該休日に最も近い休日でない日）の午前10時までに <u>法務学事課総括課長</u> （以下「課長」という。）に送付しなければならない。 (1)・(2) [略] 4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。